

いずみ春の祭典実行委員会会則

平成 28 年 10 月 11 日改正

第 1 条 この会は、いずみ春の祭典実行委員会（以下、「本会」という。）と称し、事務所を国分寺市立いずみホール内におく。

第 2 条 本会は、いずみ春の祭典（以下「春の祭典」という。）参加団体の代表者をもって組織する。

第 3 条 本会は、春の祭典の開催にあたり、国分寺市より委託を受けて、春の祭典を円滑に運営し成功させることを目的とする。

第 4 条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 2 名
- (3) 会計 2 名
- (4) 監事 2 名
- (5) 庶務 6 名以内

第 5 条 役員任期は、当年事業終了までとする。

第 6 条 委員長、副委員長、会計、監事及び庶務は、委員の互選による。

第 7 条 委員長は、本会を代表し会務を総括する。

2 委員長は、本会及び役員会（以下「本会等」という。）を召集し、本会等の会議の議長となる。

第 8 条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長が代行する。

第 9 条 本会の運営費は、委託金、その他の収入によって賄うものとする。

第 10 条 委員長は、歳入歳出予算案を作成し、事業開始前に本会の議決を得なければならない。

第 11 条 本会の委託金に伴う契約は、委員長が行う。

第 12 条 委員長は、春の祭典事業実施後、速やかに決算書を作成し、監事の監査を経て、本会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、決算書が本会の承認を得たときは、速やかに国分寺市長にこれを報告しなければならない。

第 13 条 本会の運営に必要な事項は、役員会において別に定めることができる。

第 14 条 本会の会計年度は、当年度事業開始から事業終了までとする。